



野口聡一
宇宙飛行士
さん来町

主な内容

- 平成18年度壬生町予算特集 2~7
- 教育文化功労者並びにスポーツ・文化活動優秀児童・生徒表彰 8
- 介護保険料が改正されました 9
- 介護保険制度が改正されました 10~11
- 老人保健制度 あれこれ! 12~13
- 各種医療費助成制度のご案内 14~15

JAXA宇宙飛行士「野口聡一氏」の講演会が、3月25日、壬生小学校文武館において開催され、会場に集まった子どもたちは宇宙旅行に夢を馳せていました。

(関連記事17頁)

平成18年度壬生町一般会計当初予算 101億7千万円

社会資本の整備、少子・高齢化対策、教育の充実、産業の活性化

予 算 規 模

平成18年度の壬生町一般会計予算は、10,170,000千円で、前年度と比較すると0.1%の増額となっております。国の地方財政計画においても地方財政規模は、前年比0.7%の減額と5年連続のマイナスとなる中、地方財政計画を上回る予算額を確保出来たこととなります。

一般会計の概要説明

国の「基本方針2005」では、国と地方税財政の三位一体の改革について、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進するとして、国の歳出見直しと歩調を合わせ、地方歳出全般について見直しを行うことにより、地方財政計画の歳出規模を縮小し地方交付税総額を抑制するとされています。しかしながら、地方財政においては地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお前年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。

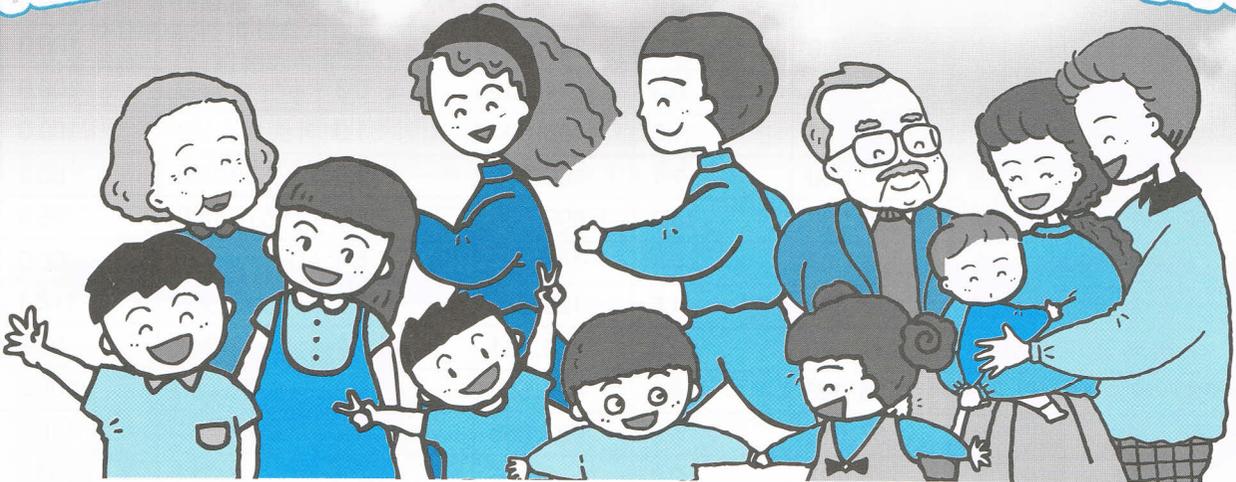
本町の財政は、歳入の柱である税収が引き続き厳しい状況にあり、早期の持ち直しが期待できない中、国と地方に関する三位一体改革による国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税の抑制など、財源の確保に苦慮する状況が続いております。加えて、少子高齢化に伴う介護保険繰出金や児童手当の拡充などの医療福祉関係経費の増加により、歳出面においても極めて厳しい状況にあります。

このような中、平成18年度の当初予算は、新たな町政運営の総合的な指針である「壬生町第5次総合振興計画」がスタートすることから、次代を担う人達に自信を持って引き継げるまちの実現を目指し、計画に盛り込まれた施策の着実な推進を図る必要があり、これらの施策に必要な財源を確保するため、歳出の徹底した見直しによる抑制と経費の節減合理化を進めるとともに、歳入面においても自主財源の積極的な確保に努めるなど、引き続き財政の健全性の確保と持続可能な財政運営に留意しつつ、限られた財源の効果的な配分に努めました。

さらに、厳しい財政状況下ではありますが、個性があふれる魅力あるまちの形成に向けて、社会資本の整備はもとより、高齢化社会・少子化対策、人づくりの基本となる教育問題への対応、町内経済の活性化等、当面する重要な課題に全力で取り組んでいくため、特に次の諸点に留意した予算を編成いたしました。

～創意と活力が生きる希望に満ちたまち・みぶ～

平成18年度からスタートした新たな町政運営の総合的指針 「壬生町第5次総合振興計画」の推進を図る



「特に配慮した点」

1 健全な地方自治を確立する

- ◎活力ある地域づくり支援事業の創設
- ◎まちづくり住民会議の開催
- ◎指定管理者制度の導入
- ◎人材育成の取り組み
- ◎徴収嘱託員の配置
- ◎健全な財政運営の確保

2 いのちが輝く元気な地域社会を創る

- ◎健康診査・母子健診の充実
- ◎社会福祉協議会の育成
- ◎放課後児童クラブの充実
- ◎児童手当の拡充
- ◎こども医療費助成の拡充
- ◎子育て支援センターひよこの充実
- ◎高齢者・障がい者福祉の充実
- ◎授産施設むつみの森の充実
- ◎こども発達支援センタードリームキッズの充実

3 調和のとれた元気なまちを創造する

- ◎都市計画マスタープランの策定
- ◎安塚駅西広場の整備
- ◎御里土地区画整理事業の支援
- ◎壬生インター北通りの整備
- ◎身近な生活関連道路の整備

4 安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する

- ◎消防団緊急連絡システムの整備
- ◎自治会管理防犯灯の新設・維持の助成
- ◎交通安全施設の整備
- ◎平地林保全対策等の実施
- ◎ごみの減量化・再資源化の推進

5 個性が輝き文化が薫る、学びの社会を実現する

- ◎学力向上のための非常勤講師の配置
- ◎学校施設の耐震補強
- ◎幼稚園すこやか子育て支援事業
- ◎学校地域支援ボランティアの促進
- ◎男女共同参画社会の促進
- ◎海外行政視察団の派遣
- ◎中学生の海外派遣

6 活気に満ちた豊かで元気なまちを創る

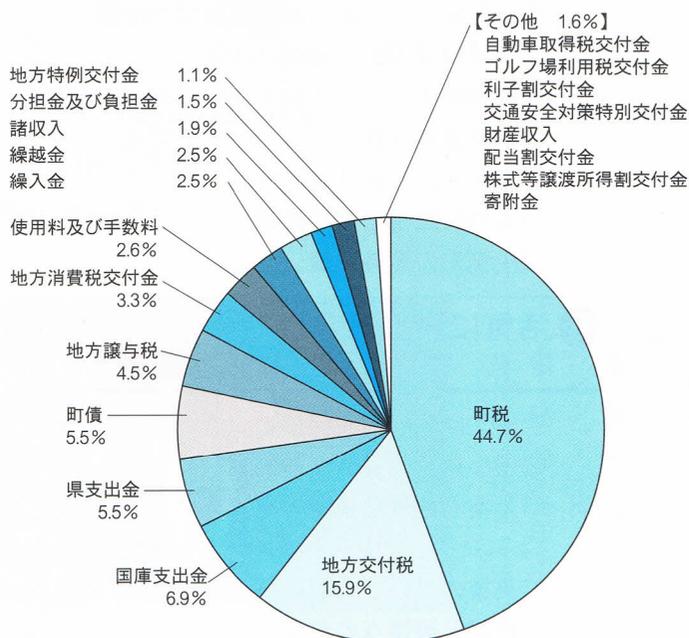
- ◎商工団体・観光団体の支援
- ◎中小企業融資制度の充実
- ◎企業立地奨励補助の充実
- ◎みぶ・アグリチャレンジャー支援事業
- ◎農業の担い手の規模拡大の推進
- ◎地域交流拠点の整備

一般会計歳入款別集計表

(単位:千円)

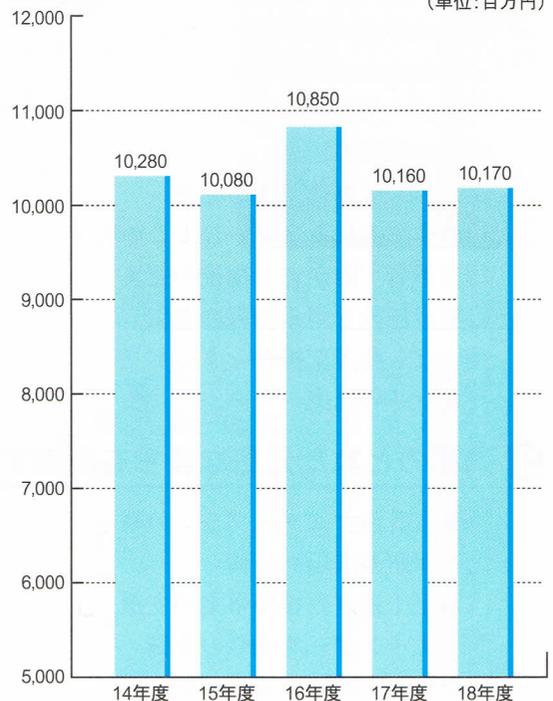
款	本年度		前年度		比較増減	対前年比(%)
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)		
1 町 税	4,541,452	44.7	4,436,621	43.7	104,831	102.4
2 地 方 譲 与 税	460,000	4.5	318,000	3.1	142,000	144.7
3 利 子 割 交 付 金	25,000	0.2	15,000	0.1	10,000	166.7
4 配 当 割 交 付 金	5,000	0.0	5,000	0.1	0	100.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,000	0.0	100	0.0	2,900	3000.0
6 地 方 消 費 税 交 付 金	340,000	3.3	340,000	3.3	0	100.0
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	33,000	0.3	33,000	0.3	0	100.0
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100,000	1.0	100,000	1.0	0	100.0
9 地 方 特 例 交 付 金	110,000	1.1	160,000	1.6	△50,000	68.8
10 地 方 交 付 税	1,620,000	15.9	1,690,000	16.6	△70,000	95.9
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,000	0.1	8,000	0.1	0	100.0
12 分 担 金 及 び 負 担 金	147,454	1.5	128,889	1.3	18,565	114.4
13 使 用 料 及 び 手 数 料	267,490	2.6	270,731	2.7	△3,241	98.8
14 国 庫 支 出 金	696,598	6.9	639,508	6.3	57,090	108.9
15 県 支 出 金	557,512	5.5	483,655	4.7	73,857	115.3
16 財 産 収 入	5,127	0.0	2,016	0.0	3,111	254.3
17 寄 附 金	3	0.0	2	0.0	1	150.0
18 繰 入 金	253,007	2.5	433,006	4.3	△179,999	58.4
19 繰 越 金	250,000	2.5	250,000	2.5	0	100.0
20 諸 収 入	190,257	1.9	188,772	1.8	1,485	100.8
21 町 債	557,100	5.5	657,700	6.5	△100,600	84.7
合 計	10,170,000	100.0	10,160,000	100.0	10,000	100.1

歳 入



平成14年度～平成18年度一般会計当初予算の推移

(単位:百万円)

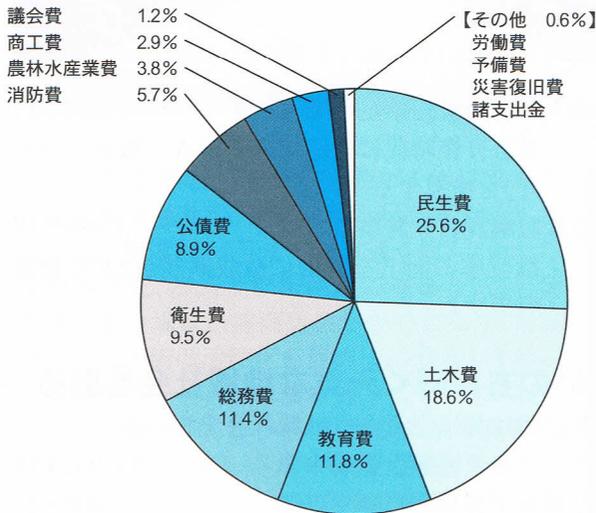


一般会計歳出款別集計表

(単位:千円)

款	本年度		前年度		比較増減	対前年比(%)
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)		
1 議会費	124,625	1.2	154,188	1.5	△29,563	80.8
2 総務費	1,155,192	11.4	1,233,246	12.1	△78,054	93.7
3 民生費	2,607,847	25.6	2,465,250	24.3	142,597	105.8
4 衛生費	967,170	9.5	937,406	9.2	29,764	103.2
5 労働費	34,325	0.3	18,739	0.2	15,586	183.2
6 農林水産業費	381,089	3.8	432,799	4.3	△51,710	88.1
7 商工費	294,461	2.9	343,828	3.4	△49,367	85.6
8 土木費	1,893,124	18.6	1,779,817	17.5	113,307	106.4
9 消防費	574,998	5.7	585,338	5.8	△10,340	98.2
10 教育費	1,197,091	11.8	1,211,224	11.9	△14,133	98.8
11 災害復旧費	11,502	0.1	11,502	0.1	0	100.0
12 公債費	908,573	8.9	966,660	9.5	△58,087	94.0
13 諸支出金	3	0.0	3	0.0	0	100.0
14 予備費	20,000	0.2	20,000	0.2	0	100.0
合計	10,170,000	100.0	10,160,000	100.0	10,000	100.1

歳出



一世帯・一人あたりに使われる町の予算 (一般会計)

◎ 一人あたり 254,868円
◎ 一世帯当たり 737,865円

● 平成18年2月末現在
人口 39,903人
世帯数 13,783世帯

特別会計

会計名	予算額	対前年比(%)
国民健康保険特別会計	40億1,458万8千円	101.9
公共下水道事業特別会計	19億5,157万6千円	118.3
奨学資金特別会計	195万9千円	117.0
老人保健事業特別会計	26億9,305万7千円	96.8
介護保険事業特別会計	16億577万円	111.3
農業集落排水事業特別会計	7億6,724万6千円	86.6

企業会計

水道事業会計	予算額	対前年比(%)
収益的収入	5億7,043万7千円	100.8
収益的支出	5億690万7千円	97.9
資本的収入	1億8,183万円	197.1
資本的支出	4億9,711万7千円	129.7

* 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたします



- ◎町老人クラブ連合会等補助事業 3,841千円
・老人クラブの活動促進等の支援を行う。
- ◎シルバー人材センター育成事業 11,333千円
- ◎介護予防・生活支援事業 17,229千円
・高齢者に対し在宅生活の支援、外出支援サービス、配食サービス、生きがい活動通所支援事業などのサービス提供を行う。

●障がいのある人もない人も、共に暮らし共に参加する社会を実現する

- ◎サービス利用計画作成費 170千円
・障害福祉サービスの利用計画を策定する。
- ◎障害程度区分認定審査会費 1,998千円
・障害福祉サービスの給付決定と、障害区分の認定を行う。
- ◎地域生活活動支援センター運営事業 3,000千円
・就労困難な障がい者に、創作活動や生産活動の場を提供する。
- ◎障害者交通費助成事業 9,072千円
- ◎障害福祉計画策定事業 4,437千円

③調和のとれた元気なまちを創造する

- 調和のとれた機能的な土地利用を推進する
 - ◎都市計画総務事務費 9,799千円
・都市計画マスタープランを策定する。
- 魅力的な市街地を整備・促進する
 - ◎安塚駅西広場整備事業 127,975千円
 - ◎御里土地区画整理事業 27,076千円
- 総合的な交通体系を確立する
 - ◎壬生インター北通り 146,210千円
・壬生 I C ~ 獨協医科大学間の整備。
 - ◎No.2 - 3 2 7 号線 70,000千円
 - ◎No.3 - 1 7 8 号線 10,000千円
 - ◎町単独道路整備事業 158,569千円
 - ◎町道修繕事業 82,568千円

平成18年度主要な施策の概要

①健全な地方自治を確立する

- 住民全体と連携のまちづくりを推進する
 - ◎活力ある地域づくり支援事業 10,300千円
・住民が主体的に行う自治会活動の促進・支援を実施する。
- 住民と協働のまちづくりを進める
 - ◎企画事務費 1,068千円
・まちづくり住民会議を継続開催する。
- 行政経営基盤を向上する
 - ◎指定管理者制度 228,045千円
・おもちゃ博物館や授産施設むつみの森など、町の10施設に指定管理者制度を導入し効率的な管理運営を行う。



- ◎人材育成計画策定事業 1,554千円
・地方分権時代に対応できる「人（職員）づくり」を推進する。
- ◎徴収嘱託員設置事業 3,882千円
・徴収率の向上を目的に徴収嘱託員2名を継続配置する。

②いのちが輝く元気な地域社会を創る

- 共に助け共に支え合う地域社会を育てる
 - ◎社会福祉協議会育成事業 34,032千円
 - ◎福祉団体事務局運営事業 800千円
- 未来に向けて、子ども・夢がすくすくと育つ環境を築く
 - ◎民間保育園委託事業 313,279千円
・民間保育園の整備による拡大。
 - ◎保育対策促進事業等補助事業 78,276千円
・民間保育園の整備による拡大。
 - ◎放課後児童健全育成事業 13,660千円
・既存4児童クラブに加え、安塚小学校児童クラブを整備。
 - ◎児童手当扶助事業 279,972千円
・小学校6年生修了まで拡大するとともに、所得制限の緩和を実施する。
 - ◎こども医療費助成事業 92,201千円
・小学校3年生修了まで拡大する。

- 共同参画社会の確立を目指し、個人・個性を尊重する

- 女性活動推進事業 5,433千円
 - ・男女共同参画計画を策定する。

- 国際理解を促進し、交流活動を推進する

- 海外行政視察団派遣事業（第8回） 5,617千円
- 中学生国際交流推進事業（第9回） 10,308千円
 - ・中学生の国際交流団派遣を実施する。

⑥活気に満ちた豊かで元気なまちを創る

- 商業・サービス業を振興する

- 商工業振興補助事業 25,548千円
 - ・商工会運営補助、各種事業（商品券発行事業、まちづくり支援事業等）補助を継続する。

- 工業を振興する

- 中小企業融資制度事業 151,501千円
 - ・新たに信用保証料の補助を行い、融資制度の充実を図る。

- 企業立地奨励補助事業 640千円

- 農林業を振興する

- とちぎの園芸活性化対策事業 6,624千円
 - ・いちごパイプハウス整備に助成する。

- みぶ・アグリチャレンジャー支援事業 12,000千円
 - ・機械購入、設備投資等に助成する。

- 地域特産物推進事業 1,095千円
 - ・町の主要農作物である苺、トマト等の消費宣伝・販売促進・販路拡大を推進する。

- 担い手規模拡大推進事業 960千円
 - ・効率的な農業経営に不可欠な農地の集積に対し助成する。

- 観光を振興する

- 観光振興団体助成事業 11,500千円
 - ・しのめ花まつり、ふるさとまつり等に助成する。



- 広域交流を推進する

- 北関東自動車道休憩施設及周辺開発整備事業 229,121千円
 - ・北関東自動車道壬生パーキングエリアと一体となった地域交流拠点の整備。

④安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する

- 災害への対策を強化する

- 各種消防施設管理事業 6,935千円
 - ・緊急連絡システムを整備する。

- 安全・安心なまちを構築する

- 防犯運動事業 1,435千円
 - ・安全安心まちづくり協議会を設置する。

- 防犯灯維持管理事業 9,720千円
 - ・自治会管理防犯灯電気料及び修繕料の助成を行う。

- 防犯灯新設事業 2,300千円
 - ・町管理防犯灯新設及び自治会管理防犯灯新設に助成する。

- 交通安全対策を充実する

- 交通安全施設整備事業 4,500千円
 - ・道路反射鏡、区画線、視線誘導標などの公安施設の整備。

- 資源循環型社会を構築する

- クリーンセンター汚泥処理業務委託事業 8,461千円
 - ・循環型社会の構築に向け、汚泥の再資源化に取り組む。

⑤個性が輝き文化が薫る、学びの社会を実現する

- 自ら学びたくましく生きる力を育む学校教育を推進する

- 小、中学校非常勤講師配置事業 37,812千円
 - ・小学校14名、中学校3名を配置する。

- 小、中学校施設改修等工事 117,240千円
 - ・稲葉小学校管理教室棟耐震補強工事。

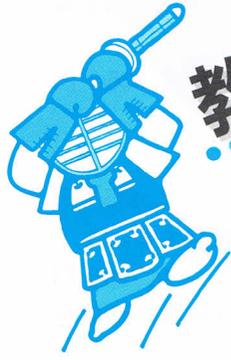
- 小、中学校情報教育推進事業 29,279千円
 - ・パソコンネットワークの整備による情報教育の推進を図る。

- 幼稚園すこやか子育て支援事業 16,018千円
 - ・幼稚園就園児の第3子以降保育料無料化を継続する。

- 青少年が健やかに育つ社会を実現する

- 学校地域支援ボランティア推進事業 800千円
 - ・ボランティアによる学校・地域の支援活動を助成する。





教育文化功労者並びにスポーツ・文化活動優秀児童・生徒を表彰



町の教育振興発展のため特に功労のあった方や、スポーツ・文化面で優秀な成績を修めた児童・生徒の榮譽を讃える表彰式が3月2日、町中央公民館大ホールで行われました。

式典は、池節子教育委員長から、教育振興に功労のあった3名の方に表彰状並びに感謝状が贈られました。続いて清水英世町長から、平成17年度にスポーツや文化面で活躍した小学生23名、中学生69名に表彰状が贈られました。

表彰状の授与後、受賞した教育功労者を代表して糸川武正さんが、また、児童・生徒を代表して南犬飼中学校3年の渡邊圭美さんがお礼を述べました。

受賞者

(敬称略)

● 本町教育振興のための金品寄付者
山本 弘明

● 本町を最後に退職された教職員

糸川 武正(壬生小学校)

神永 洪(南犬飼中学校)



表彰を受けた各小学校の児童



表彰を受けたみなさん



表彰を受けた各中学校の生徒

介護保険料の改正について

全国的に介護保険料制度は、3年ごとに見直されることになっております。壬生町でも今回第3期計画(平成18年度から平成20年度まで)として介護サービスと介護保険料の見直しが行われました。

1 介護保険給付の総費用と介護保険料の基準額の見直しについて

今回、第3期計画を作成した結果、今後3年間の給付の総費用として49億4,600万円を見込んでおります。このうち65歳以上の方の介護保険料の負担分は8億8,900万円になります。この負担分をまかなえるように算出された基準額は年額で37,200円になります。

2 介護保険料段階の見直しについて

今年度からは低所得者の方への負担を減らすため、今までの第2段階を町民税世帯非課税対象者で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方を第2段階、それ以外の方を第3段階へと細分化しました。新しい第2段階に該当する方の保険料につきましては第1段階の方と同じ金額になります。

◎介護保険料段階の改正内容

介護保険料の段階	対 象 者	介護保険料(年額)
第1段階 基準額×0.5	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方	18,600円
第2段階 基準額×0.5	町民税世帯非課税で課税年金収入と合計所得の金額が80万円以下の方	18,600円
第3段階 基準額×0.75	町民税世帯非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	27,900円
第4段階 基準額×1.0	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方	37,200円 (基準額)
第5段階 基準額×1.25	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	46,500円
第6段階 基準額×1.5	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	55,800円

注) 平成18年度からの地方税法改正により、新たに町民税が課税になる65歳以上の方、またはその方と同世帯の65歳以上の方につきましては、平成18年、平成19年度につきましては上記の保険料より低い金額になります。

3 納付書で納付される方の納期回数拡大

納付書で納付される方の負担を軽減することを目的に、納期の回数を年6回から年8回に変更になりました。ただし、年金から徴収をされている方につきましては年6回で変更はありません。

◎納付書で納付される方のみ

	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

注) 7期、8期分が新たに追加になりました。

今回の改正により、65歳以上の皆様には更なるご負担をお願いすることになりますが、介護保険制度の維持・運営のため皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険からのお知らせ

平成18年4月からの 介護保険制度の改正について

介護保険法の改正により、高齢者のための総合相談窓口(地域包括支援センター)が設置され、介護保険サービスの種類に地域密着型サービスが追加されました。

◆ 地域包括支援センター(高齢者のための相談窓口) ◆

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、地域の中に相談を受け付けたり、高齢者を見守ったり、心身の状態に合わせた支援を提供する総合的なサービスの拠点です。

● 地域包括支援センターの役割 ● (緊急の場合24時間相談受付)

- ・ 地域の高齢者の状態を把握し、介護予防を推進します。
- ・ 高齢者や家族の総合的な相談を受け、支援します。
- ・ 高齢者の虐待の防止と権利擁護のための活動をします。
- ・ よりよい介護のために、ケアマネジャー(介護支援専門員)を支援します。



● 地域包括支援センターの職員 ●

介護・福祉・保健の専門職がチームとなって地域で暮らす高齢者を支援します。

職 種	壬生北地区 地域包括支援センター	壬生南地区 地域包括支援センター
主任ケアマネジャー等	篠崎 美江(センター長兼務)	麻田 直美
社会福祉士等	依田 智美	塚原 文恵
保健師等	大塚 廣子	佐藤 陽子

壬生町では2箇所の老人介護支援センターに委託し、地域包括支援センターを設置しました。それぞれの活動区域は、下記のとおりです。



壬生北地区地域包括支援センター

所在地：壬生町大字北小林812番地
電 話：86-3579
開設時間／9:00～17:30(日曜日除く)

- 六美町北部 ●緑町一丁目～四丁目 ●幸町一丁目～四丁目
- おもちゃのまち ●いずみ ●北小林 ●安塚一 ●安塚二
- 上長田 ●上田 ●中泉 ●助谷 ●助谷原 ●落合
- 国谷中央 ●国谷新田 ●あけほの ●安塚三 ●安塚南部 ●若草
- 国谷本田 ●安塚中央 ●獨協医大職員寮

壬生南地区地域包括支援センター

所在地：壬生町大字壬生甲2342番地3
電 話：82-2119
開設時間／8:45～17:30(日曜日除く)

- 下表町 ●中表町 ●下横町 ●今井 ●上表町 ●東下台
- 城東町 ●舟町 ●柴町 ●仲通町 ●上通町 ●三好町
- 旭町 ●万町 ●上新町 ●下馬木(壬生) ●西高野
- 城内 ●城南 ●馬場 ●原宿 ●田向稲荷内 ●上坪
- 前宿坪 ●台坪 ●星の宮 ●至宝町北 ●ひばりヶ丘
- 六美町南部 ●車塚 ●六美町中央 ●下台団地 ●駅東 ●至宝町南
- 県営壬生住宅 ●福和田 ●釜ヶ淵 ●原坪 ●鹿島
- 下馬木(稲葉) ●下町 ●上町 ●本郷 ●松原 ●西部
- 中央 ●北原 ●台宿 ●下坪 ●東原 ●鯉沼

◆ 地域密着型サービスの創設 ◆

住み慣れた地域で生活できるよう、地域に密着したサービスが始まります。
地域密着型サービスは原則として壬生町の住民だけがサービスを受けられます。

今までは

- 近隣市町のデイサービスに通う
- 近隣市町からホームヘルパーが来る
- 遠くにある施設へ入所する など

地域で暮らし続けるためのサービス
が整っていませんでした

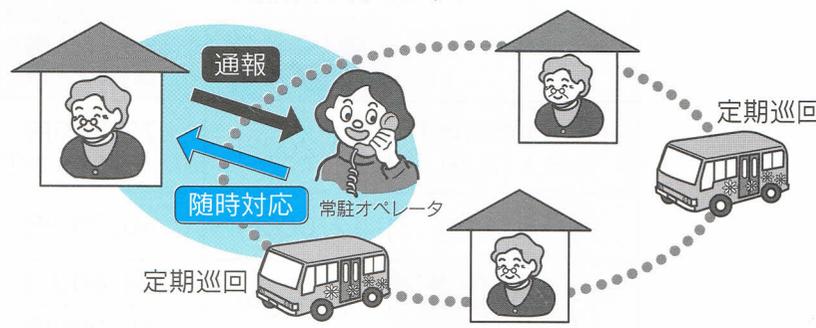
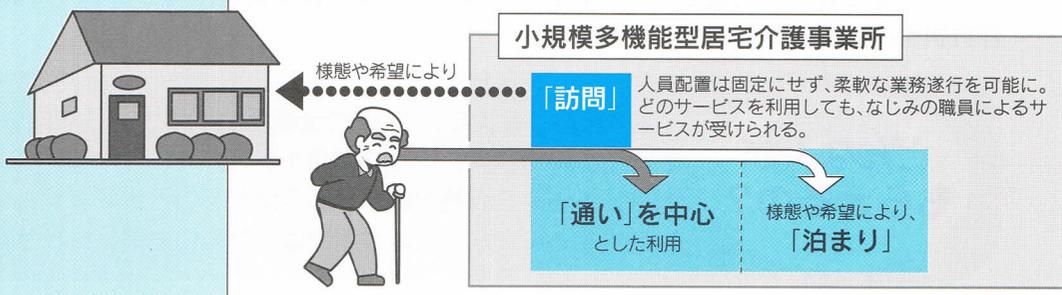
これからは

多様なサービスを提供する拠点が地域
に整備されるので、介護が必要になっ
ても地域で暮らしながら適切なサービ
スを受けることができます



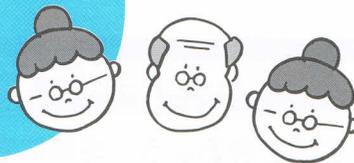
● 地域密着型サービスの種類 ●

種 類	内 容
小規模介護老人福祉施設 入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム(定員29人以下)入所者を対象に食事、入浴などの介護や健康管理を受けられます。
小規模介護専用型特定施設 入居者生活介護	定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練を受けられます。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
小規模多機能型居宅介護 【新設】	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて食事、入浴などの介護や機能訓練を受けられます。
夜間対応型訪問介護 【新設】	ヘルパーによる夜間の定期巡回や、緊急時に対応できるように24時間態勢での随時訪問を行います。



※指定地域密着型サービス事業所の指定は町が行うこととなります。指定については町高齢対策課までお問い合わせください。

あれこれ!



★ 最近話題にのぼる高額医療費制度って、どんなもの?

皆さんがお医者さんにかかった場合、医療費全体の1割(所得によっては2割)の金額を一部負担金として病院に支払っています。この一部負担金の1か月分の合計がある限度額以上になった場合、限度額を超えた分のお金が高額医療費として皆さんに戻ります。限度額については下の表をご覧ください。

どうやって申請するの?



皆さんがお医者さんにかかった記録は全て町に集められ、計算した上で、該当する方には金額の入った支給申請書をお送りしています。これに必要な事項を記入して申請していただくことになります。

一度申請をすれば、次の該当からは手続き無しで指定された口座に自動的に振り込むようになります。

(ただし、ご本人以外の口座に振り込みを希望する場合には年1回委任状をいただくことになります。)

通常申請書の送付は受診した月から約2か月後になります。(遅れることもあります。)もし、該当するはずだと思のに連絡がこない、という場合にはご相談ください。

★ ほかに、入院した時の食事代が安くなる制度もあると聞いたのですが?

老人保健には、1か月の一部負担金の限度額や、入院したときの食事代が通常より安くなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」というものがあります。外来のみの場合にはこの証は直接関係はありませんが、入院となってしまった場合は、この証を提示すると別表のとおり食事代と一部負担金の限度額が安くなります。

どんな人がもらえるの?

前年度の所得状況で「世帯の全員が非課税である」ことが条件です。またその中で収入によって区分Ⅰと区分Ⅱに分かれます。この認定証は、もらえる資格があっても申請がないと出せませんので、自分は該当するのかな?という場合はお気軽にお問い合わせください。

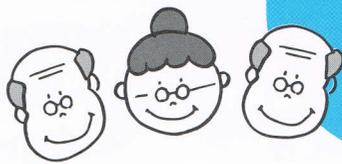
○ 1か月の一部負担金限度額及び1日当りの入院時の食事代 ○

	個人ごとの 外来限度額		一部負担限度額 (外来+入院) (世帯で合算)	入院時の 食事代 (1日当り)
	一定以上の所得のある人(2割)	40,200円	72,300円 +1% ※①	780円
一般(1割)	12,000円	40,200円		
低所得者 (1割)	Ⅱ	8,000円	24,600円	650円※②
	Ⅰ		15,000円	300円

※①医療費総額が361,500円を超えた場合、越えた分の1%が72,300円に加算されます

※②低所得者区分Ⅱに該当した後から数えて、1年間で90日以上入院があった人は再申請することによって、さらに500円に減額されます

【老人保健のお問い合わせは……福祉課医療保険係 ☎81-1832】



老人保険制度

★ どんな人が老人保健の対象なの？

「昭和7年9月30日以前に生まれた方」と、「65歳以上で一定の障害のある方」です。老人保健になると、1割(所得によっては2割)の負担でお医者さんにかかることができます。昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまで老人保健にはなりません。70歳から75歳の間は加入している健康保険で「前期高齢者」として、老人保健と同等の負担割合等で医療を受けることができます。

★ 病院にはなにを持っていけばいいの？

「健康保険証」

加入している国民健康保険や社会保険等の保険証

「医療受給者証」

老人保健を受けられるという証です。現在最新の受給者証は平成14年10月1日交付のもの(負担割合の変更や再発行があった方についてはそれ以降)です。交付年月日がそれ以前のものでは使えませんのでご確認ください。

「健康手帳」

お医者さんが治療状況や検査の記録等を記入してくれます。

○保険証や医療受給者証は毎月初めには必ず病院に見せてください。



★ 医療受給者証や健康手帳をなくしてしまいました…

健康保険証をもって役場福祉課もしくは各出張所へお申し出ください。すぐに再発行ができます。健康手帳が満了になった方も同様の手続きで新しい手帳を発行できます。

★ 引っ越ししました。健康保険が変わりました。

住所や加入している健康保険が変わる方は、必ず老人保健にも手続きをして下さい。手続きされないと、重要なお知らせが届かなかったり、老人保健と病院間の事務に支障が生じる等、いろいろな弊害のもととなることがあります。

★ 病気の治療で補装具をつくりました。はり・灸・マッサージなどにかかりました。

コルセット等の治療用の装具代や、はり・灸・マッサージなどについては、医師が治療に必要であると認めたものに限り一部のお金が払い戻しされます。医師の診断書や意見書、補装具等の領収書を添付のうえ、健康保険証・医療受給者証・印鑑・振込用の預金通帳をお持ちになって申請してください。

★ 交通事故にあってしまいました！

交通事故など第三者の行為によってケガをした場合の治療には、通常そのままでは老人保健を使うことはできません。役場福祉課に申し出ていただき、手続きをしてください。詳しくは役場福祉課にお問い合わせください。



こども

妊産婦

重度心身
障害者

ひとり親
家庭

利用していますか

医療費助成制度

受給資格登録申請関係

種類	対象者	医療受給資格者証の 交付申請に必要なもの	手続き する所	対象から 除かれる方
こども	9歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもを扶養している方	健康保険証	福祉課 出張所	児童福祉施設又は知的障害者援護施設に入所中で他市町村の国民健康保険に該当している方
妊産婦	母子手帳を受けた月から出産した月の翌月末までの妊産婦	健康保険証 母子手帳	住民課 出張所	
重度心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～2級の方 療育手帳A1・A2または知能指数が35以下の方 知能指数が50以下で、身体障害者手帳が3～4級と重複している方 	◆身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 身体障害者手帳又は療育手帳 ◆身体障害者手帳、療育手帳をお持ちでない方 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 診断書 ※老人保健法の医療受給者の方は老人医療受給者証も必要です	福祉課	特別養護老人ホーム・児童福祉施設又は知的障害者援護施設に入所中で他市町村の国民健康保険に該当している方
ひとり親家庭	ア 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童がいるひとり親家庭 イ 両親のどちらか一方が身体障害者1級～2級の世帯の他方の親と児童 ウ 父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している配偶者のない方とその児童(配偶者がいる場合はその児童のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 児童扶養手当証書、母子年金証書又は遺族年金証書のいずれか 公的年金や児童扶養手当を受けていない方は、戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)または個人事項証明書(戸籍抄本)と世帯全員の住民票 左のイに該当する方は医師の診断書 老人保健法の医療受給者の方は老人医療受給者証 転入者の場合は、前住所地の所得証明 ※民生委員の証明が必要な場合があります	福祉課	所得が制限額以上の方・児童福祉施設又は知的障害者援護施設に入所中で他市町村の国民健康保険に該当している方

受給資格登録の 申請手続き

町では、こども・妊産婦、身体の不自由な方やひとり親家庭の児童・親を対象に、お医者さんにかかった時の医療費(保険診療分から付加給付などを除いた額)を助成しています。この助成を受けるには受給資格者証の交付を受け医療費の助成

申請をしていただくこととなります。左の表をご参考に、この制度をよくご理解いただき、該当されている方でまだ医療受給者証の交付を受けていない方は、すぐに手続きをしてください。

変わりました!

こども医療費助成制度が4月から内容が大きく変わりました。

1 こども(名称が変わりました)医療費助成制度の対象年齢拡大

小学校三年までが対象に!

今までは、未就学の乳幼児を扶養している方を対象としていましたが、平成18年4月1日からその対象を小学校3年までのこども(出生の日から、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)を扶養している方に変更します。

これにより、医療費助成の制度は出生してからお子さんが小学校3年までの期間、医療費(保険診療に限る)が助成されることになりました。受給資格登録者には3月に郵送で新しい受給者証をお送りしましたが、送られて来ない方は福祉課までご連絡ください。又4月に2年、3年生になられた方及び転入された方は、新たに交付申請の手続きが必要です。

2 現物給付制度の新設

現物給付制度

3歳未満の方は現物給付方式になりました。

現物給付とは病院等で受給者証を提示(毎回)すれば、窓口で医療費を支払わないですむことになります。(容器代など、保険のきかないものは実費がかかります。)

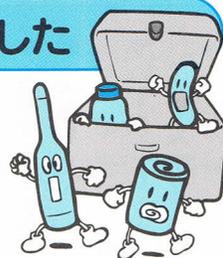
但し、栃木県内のみです。受給者証を提示しなかった場合・県外の病院にかかった場合及び3歳以上の方は、従来どおり償還払いになりますので福祉課又は役場出張所に申請してください。



3 こども医療費は一部負担がかかるようになりました

3歳以上の方は一部負担がかかります。入通院とも医療機関(調剤薬局等は除く)1カ所ごとに月500円がかかります。(総合病院の場合は診療科ごと)

一部負担については病院の窓口で精算するのではなく助成申請をいただいたとき、助成金から減額いたします。



医療費助成の受け方

医療機関で治療を受けたときに医療費の助成を受ける手続き

● 申請方法

医療機関で助成申請書に保険診療証明を受け(保険点数等が記載された領収書の場合は証明に代えて領収書添付でも可)、申請者記入欄に必要事項を記載・押印し、福祉課又は出張所へ提出してください。

● 申請期間

※福祉課あての郵送でも、受け付けは1年以内。

● 助成額

医療機関ので支払った一部負担金の額。(高額療養費、附加給付等がある場合はその額を差し引いた額)但し、こども医療費については上記のとおり。

● その他

受給資格がなくなった場合は、速やかに医療費受給資格者証を福祉課又は出張所にお返しください。

なお、「医療費受給資格者証」の裏面の注意事項をよくお読みください。

春の行政相談週間

5月22日～28日
特設行政相談日 5月25日

ご存じですか

行政相談委員

国の仕事のいっとなどで困ったときは、ご相談ください

行政に対する苦情などを
お聞きします

総務省では、全国に行政相談のための窓口を設置し、皆さんからの行政に対する苦情や意見・要望を受け付け、公正で中立な立場から必要なあつせんを行うなどしてその解決を促進するとともに、行政運営の改善などを図っています。行政相談週間は、毎年5月と10月の2回行われており、今年の「春の行政相談週間」は、5月22日～28日まで実施されます。

特設行政相談

日時 5月25日(木)
午後1時30分～4時
場所 南犬飼地区公民館

行政相談の内容は？

役所の仕事(国の仕事、JR、N・T・Tなど特殊法人の仕事、県、町の仕事で国から任されている・補助を受けて行っている仕事)や手続き、サービスなどについて

○苦情がある、困っていることがある

○こうしてほしい
○苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいかない

○苦情や困っていることなどについて、どこに相談してよいかわからない
○手続・サービスなどの関係で制度や仕組みがわからない

等のことがありましたら、ご相談ください。
行政相談委員は、月1回定期的に相談をお受けするほか、自宅でも相談に応じておりますので、どうぞお気軽にお申し出下さい。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

我が町の行政相談委員

大森 忠 ☎82-2033
渡邊 容子 ☎82-6613

※心配ごと相談に関しましては、町社会福祉協議会 ☎82-7899へお問い合わせいただけます。

地価公示価格が

公表されました

平成18年の地価公示価格が、国から公表されました。

この価格は、地価公示法に基づいて「正常な土地の価格」を公示するもので、平成18年1月1日現在で調査したものが3月24日に公表されました。

本町では次の13か所が標準地として公表されていますが、詳細について閲覧を希望される方は、町総務部企画財政課までお越しください。なお、公示価格は1㎡あたりの価格です。

住宅地

- 中央町327番3
- 「中央町2-15」 50,000円
- 大師町829番3外
- 「大師町15-32」 45,600円
- いずみ町619番45
- 「いずみ町8-19」 54,300円
- 幸町2丁目3402番51
- 「幸町2-20-10」 56,100円

商業地

- 大字安塚字西南原875番16 47,700円
- 「駅前町511番3」
- 「駅前町24-5」 48,200円
- 本丸2丁目1564番4
- 「本丸2-13-15」 44,400円
- 落合2丁目9番4
- 「落合2-9-5」 51,100円
- 大字壬生丁字六美217番60 53,600円
- 緑町2丁目1058番126
- 「緑町2-15-18」 72,800円

調整区域内宅地

- 大字壬生甲字車塚3440番1外 17,200円
- 大字上稲葉字上町244番 17,900円
- 大字安塚字西原2389番11外 16,100円

まちのわだい



合併50周年記念事業

あこがれの宇宙飛行士「野口聡一氏」が来町

将来は宇宙旅行をしてみたいな！



大きな歓声と拍手の中、入場する野口聡一さん

昨年、ディスカバリーに搭乗した宇宙飛行士「野口聡一氏」の講演会が、壬生町主催、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、壬生町教育委員会後援により、3月25日、壬生小学校文武館において「ディスカバリー号の15日」という演題で開催されました。

今回の講演会は、平成17年度合併50周年記念事業を締めくくる事業として、町内小学生（4年生以上）及び保護者並びに中学生、壬生高校生を対象に開催されました。

講演はディスカバリー号での野口さんの体験、宇宙食の話、宇宙から見た地球の話など、実際に宇宙で撮影された映像等を交えて行われました。

その後、子どもたちからの「無重力での感じは？」「宇宙でスポーツはできるのか？」などの質問があり、野口さんは笑顔でわかりやすく答えてくれました。

講演後、子どもたちの感想は、「宇宙のことがよくわかった」「自分も宇宙に行ってみたいと思った」など、より身近な宇宙を感じ、目を輝かせていました。

蘭学通りを中心とした商店街活性化活動が評価

「美しいまち賞」を受賞

壬生町が平成6年から平成14年に実施した壬生蘭学通り（壬生駅前から足利銀行壬生支店を通り国道352号までの大通り約780m）の電線地中化、歩道及び街路灯の整備と、この蘭学通りを会場に沿線商店会が中心となり、地域交流と商店街の活性化を目的に、平成14年から開催している「みぶ蘭学通りまつり」の取り組みが評価され、この程、社団法人栃木県経済同友会から、「美しいまち賞」を受賞しました。

3月16日、同会の通常総会が開催され、表彰状及び副賞が清水町長に授与されました。



表彰状を受賞する清水町長



蘭学通りに設置された受賞記念顕彰碑

自衛隊入隊者を

激励

平成18年度に自衛隊へ入隊される方の入隊者激励会が、3月20日役場町長室で行われました。

今回入隊されるのは、航空自衛隊入隊予定者1名、陸上自衛隊入隊予定者4名の方です。

激励会には3名の方が出席され、清水町長をはじめ、佐々木自衛隊栃木地方連絡部小山募集事務所長、青木町自衛隊父兄会長から激励の言葉があり、清水町長から目標となる言葉が書かれた色紙が、また、青木会長から祝金がそれぞれ贈られました。



青木会長 佐々木所長 刀川忍 益子元 工藤佳代子 清水町長
(敬称略)

まちのわだい

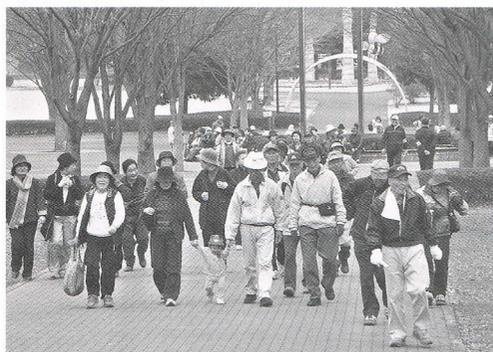


壬生町土地改良区合併後初の総代会を開催 地域の農業振興並びに地域社会への一層の貢献が期待

3月13日、壬生町土地改良区設立総代会が下野農協壬生地区営農経済センターにおいて、来賓に清水英世町長、下都賀農業振興事務所農村振興部上野哲夫部長、下野農協川田佐一専務等を迎え、総代約60名が出席の下開催されました。

総代会は、初めに田邊豊吉理事長があいさつをした後、議長を選出し議事進行が行われ、上程された27議案が滞りなく議決され、20名の役員を選任して閉会されました。

壬生町土地改良区は、町内8土地改良区が合併したもので、受益面積は約673ha、組合員数約1200人となります。合併により今後、運営経費の節減や経営基盤の強化、事務の効率化等の他、地域の農業振興並びに地域社会への一層の貢献が期待されます。



早春を歩こう ウォーキングで健康増進を図ろう！

3月6日、壬生町保健委員会・壬生町主催のウォーキング『早春を歩こう』が、町保健福祉センターを発着点として開催されました。

発着点のセンターには、手を引かれた小さなお子さんから88歳の高齢者まで約120名が集合し、準備体操で身体をほぐした後、町総合公園までの5kmの折り返しコースのウォーキングを楽しみました。

また、ヘルスメイト(壬生町健康づくり推進委員)のみなさんが用意した「ヘルシーみそ汁」をいただき、春を堪能していました。



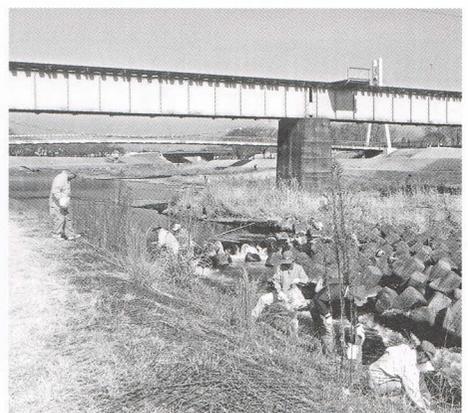
ウォーキングの後にはヘルシーみそ汁

綺麗な会場で花まつりを！ 公園・河川敷を清掃 壬生町シルバー人材センター

(社)壬生町シルバー人材センター(神永榮理事長)会員互助会(阿部孝会長)では、3月11日(土)に「しののめ花まつり」を間近に控えた東雲公園並びに黒川河川敷の清掃を行いました。

これは、センター会員の生きがいの充実並びに地域社会づくりへの参加の推進を図ろうと、会員互助会の働きかけにより行われたものです。

この日は、100人を超える大勢の会員の方が参加し、公園や河川敷のゴミや空き缶・空き瓶の他に、河川敷に放置されていた自転車や落ち葉なども綺麗に片づけられました。作業の後には、センター内に組織されている福祉・家事援助サービス事業推進委員会(大橋文委員長)のみなさんが前日から準備していた豚汁に舌鼓を打っていました。



「狩野派と壬生藩の絵師たち」展を開催 町歴史民俗資料館

3月4日から4月9日まで町歴史民俗資料館において、「狩野派と壬生藩の絵師たち」展が開催され、期間中町内外から大勢の歴史ファンが詰めかけました。

当資料館では、昭和63年度に『近世壬生の画人たち』展を開催し壬生の文化史を展覧しました。その後20年を経て、今回の展示会では、新たに発見された画人・長谷川吾学(小宅村(現小山市小宅)、1801～1875)を含め、その絵師と画業を紹介しました。



新小学1年生へ愛の鈴を贈呈

交通安全母の会



3月3日、壬生町交通安全母の会(野口栄子会長)から、町教育委員会に愛の鈴の贈呈がありました。

愛の鈴は、新小学1年生の交通安全を願い、母の会が作成したもので、母の会の会員のみなさんから篠原教育長へ手渡され、町内各小学校へ配られました。また、栃木地区交通安全協会から届けられました、黄色いランドセルカバーも併せて贈られました。

サッカー少年たちが“花まつり”を前に

会場のゴミ拾いを実施

3月4日、町内のサッカーチーム壬生FCユナイテッド(代表柏崎一之)の少年たち50名と、有志で参加した町役場職員20名が、きれいな会場でお花見を楽しんでもらおうと、しのめ花まつり会場となる東雲公園と、隣接して流れる黒川の河川敷のゴミ拾いを行いました。

このゴミ拾いは、普段、町の施設を利用して練習をしているサッカー少年たちが、何か自分たちにできることはないかと、4年前から「しのめ花まつり」の開催を控えたこの時期に実施しています。



みたらし水路を

ホタルの里に



3月12日、雄琴神社北側の「みたらし水路」に地元育成会や地域の方が集まり、ゲンジボタルの幼虫500匹を放流しました。

これは、「けいよりん」(代表:宮田次男)の方々が昔のようにホタルを復活させようとしているもので、今年で4回目になります。今回放流された幼虫は、6月初旬頃には成虫になり、光を放ちながら飛び回るホタルの姿が見られるそうです。

また、6月には鑑賞会も予定しており、成虫を放すことになっています。

羽生田古墳群(はにしの里)の案内板が設置されました

本年度、町教育委員会では最近の発掘調査により、国内最大級の家形埴輪が出土した「富士山古墳」や県内で初めて完全な形で祭祀の場(前庭)が発見された「桃花原古墳」が所在する「はにしの里古墳群」に、地図にもあるように計10箇所の「道標」(古墳案内板)を設置しました。これにより、古墳の位置がわかりやすくなりましたので、新緑の中ぜひ一度訪れてみて下さい。

※見学する際の注意

- ・迷惑のわからない場所に駐車しましょう。
- ・私有地や史跡へ立ち入る時は地主さんや近所の人に挨拶しましょう。
- ・農作物をいためないよう注意。
- ・タバコの火等火気には十分注意しましょう。



1. 富士山古墳
2. 茶臼山古墳
3. 桃花原古墳
4. 竜の子塚古墳
5. 長塚古墳



案内板(一例)

はにゆうだ 羽生田の古墳

●案内板設置箇所



優勝ペアのみなさん

スポーツ

22nd MIBUバドミントン大会

2月26日
町総合運動場体育館
38名参加

成績

- 男子ダブルスA
 - 優勝 上野・柳沢組
 - 準優勝 織田・平石組
- 男子ダブルスB
 - 優勝 鈴木・斉藤組
 - 準優勝 石川・本多組
- 女子ダブルスA
 - 優勝 笹井・関根組
- 女子ダブルスB
 - 優勝 鈴木(祐)・田村組
 - 準優勝 高田(円)・木村組

みんなの広場



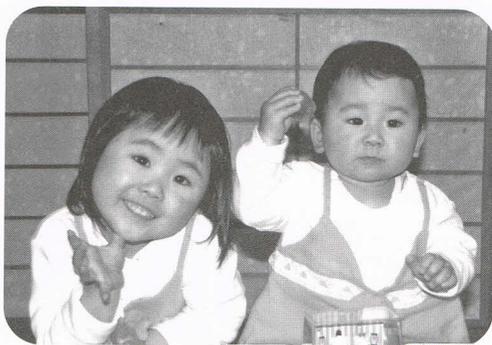
糸岐優太ちゃん(至宝町北)
(H17・4・16生)



山田優来ちゃん(上表町)
(H17・4・13生)



小林幹汰ちゃん(H16・3・25生)
凜音ちゃん(H14・4・12生)
(上田)



宇賀神瑠華ちゃん(H17・4・29生)
里菜ちゃん(H14・11・6生)
(至宝町南)



わが家の
アイドル

今回は6月生まれのアイドルを募集します。
(締切5月19日)。写真はお返しします。
応募者多数の場合は抽選になることもありますのでご了承ください。
写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、電話番号を書いて、役場企画財政課(直接或は郵便で〒321-0292壬生町通町12-22)または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。

歴史民俗資料館だより

シリーズⅡ
『みぶの史跡を訪ねて』
とうかはらこふん
桃花原古墳(3)

今回は、数多く出土した鉄製品の中から、儀式用の大型の刀などを紹介しました。

今回は、桃花原古墳に眠る人物の権力の大きさを物語る、金や銀で飾られた馬に取り付ける飾り金具などについて紹介します。

馬を操るための道具としては、轡や足をかけるための鏡が出土していますが、いずれも鉄製で、どちらかという土地味な製品です。しかし、馬の胴体に飾られる杏葉(写真・1※背表紙に掲載)は、薄い金の板の上に、紋様を切り取った金の板を被せ、さらにその周囲を金で縁金具で留めるといふ、手の込んだ細工が施された製品です。また、馬の胴体をしめる革帯を留めるための辻金具(写真・2※背表紙に掲載)にも、金が張られています。その他、鞍に付けられた金具や刀の一部には、銀が使われています。

このように、金や銀が豊富に使われた馬具を所有する人物、まさに古代下毛野国を治めた最後の権力者の墓にふさわしいのが、この桃花原古墳です。

次回からは、南犬飼地区に伝わる伝説について紹介していきます。

問い合わせ/資料館 ☎82-8544

おもちゃのまちで生まれたおもちゃ

600点を展示

5月7日(日)まで好評開催中 おもちゃ博物館



おもちゃ博物館で収蔵しているおもちゃの収藏品展「Made in おもちゃのまち」おもちゃのまちで生まれたおもちゃたちが、好評を博しています。

おもちゃの一大産地「おもちゃのまち」が壬生町に誕生したのは1965年(昭和40年)。そのときからおもちゃのまちで生まれたおもちゃは、世界中の子どもたちに「夢」と「笑顔」と「わくわくする気持ち」を届けてきました。

今回の収藏品展では、おもちゃのまちで企画・設計・製造されたおもちゃ約600点を、おもちゃ団地の歴史と共に展示してあります。

歴史民俗資料館だより

写真



写真1. 栗葉



写真2. 辻金具

寄付



津浦さん 神永助役

町へ回覧版を寄贈

3月23日、東京電力株式会社栃木南支社から、地域協力活動の一環として、回覧版200枚が町に寄贈され、同支社津浦一芳課長から神永助役に目録が手渡されました。寄贈は今年で3回目となります。



版画「走りはばとび」



藤井小 6年
山川 弥香



藤井小 6年
橋本 知佳



デザイン「楽しい藤井小」

人事異動

平成18年3月31日付けで4名の町職員が退職いたしました

- ◆総務部参事兼税務課長 田村 佳
- ◆生涯学習課長補佐兼社会教育係長 関口 幸男
- ◆南犬飼中学校主査 熊倉 好子
- ◆しもだい保育園保育士 高山千賀子

まちのうごき

4月1日現在

総人口 39,997 人(△88)
男 19,620 人(△37)
女 20,377 人(△51)
世帯数 13,680世帯(△8)
()内は前月比

5月の納税等

●軽自動車税(全期)
納期限 5月31日